

## B型・C型肝炎患者の救済に関する意見書

我が国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人の感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射器の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因とされている。このような中、平成22年1月に感染被害を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が施行されたが、今なお多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担や差別などに苦しめられ、毎日約120人も肝炎患者が亡くなっている。

一方、肝炎患者に対する支援として、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」及び「特定B型肝炎ウイルス感染者被害者給付金等の支給に関する特別措置法」を成立させ、裁判を通して補償・救済される仕組みができた。しかし、カルテや明確な証明が必要なため、救済される患者はほんの一握りにすぎず、C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者や、B型肝炎患者のうち、母子感染ではないとの証明ができない者に対する補償・救済の仕組みは確立されていない。

また、肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるを得ず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、B型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、安心して治療を続けられるよう、肝炎治療と生活を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法に基づいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかな措置を講ずるよう強く要請する。

### 記

- 1 肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化を進め、B型・C型肝炎患者に対する適正な救済策を実施すること。
- 2 肝炎治療薬、検査費、入院費等の肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。
- 3 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などを図ること。
- 4 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講ずるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶を図ること。
- 5 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金を、感染者・患者には健康管理手帳・支援金を支給する法制度を確立し、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月20日

沖 縄 県 議 会

衆 参 内 財 法 厚	議	院	議	長 長 臣 臣 臣	} あて	
	議	院	議			
	閣	総	理			大
	務	務	大			大
	生	労	働			大